

## 別表

本件対象保有個人情報		非開示部分	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報
1	○教人職第○号「教職員の服務事故について(報告)」	・関係者からの報告内容(開示請求者が既に知っている情報及び一般的な記述を除く。)	<p>条例16条2号 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものため</p> <p>条例16条6号 報告内容が公にされることとなると、今後、同種の事故が発生した場合に、関係者からの適切な報告がなされなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため</p>	1
2	○教人職第○号「教職員の服務事故について(報告)」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・○○教育委員会の所見</li> <li>・○○教育委員会の所見</li> </ul>	<p>条例16条6号 開示が前提となると、所属教職員の服務事故に関して、区市町村教育委員会が自らの率直な意見を記入することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	2
		・「第○回卒業生名簿」のうち名簿	<p>条例16条2号 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため</p>	3
		・「教室配置図」のうち校舎内の室配置	<p>条例16条4号 校舎内部の室配置に関する情報であって、開示することにより校舎の内部構造等が明らかになると、施設管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	4

本件対象保有個人情報		非開示部分	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報
3	○教人職第○号「○○外1名の服務事故に関する 事情聴取」	・被聴取者の職及び氏名	条例16条2号 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもののため	5
		・被聴取者の職及び氏名 ・事情聴取の内容	条例16条2号 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもののため	6
			条例16条6号 事情聴取で話した内容が公にされることとなると、今後、同種の事故が発生した場合に、関係者等からの事情聴取等による適切な情報収集が困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため	
4	○教人職第○号「教職員等に対する懲戒処分等の審査について(諮問)」	・諮問件数 ・処分・措置(事務局案)	条例16条2号 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもののため	7
			条例16条6号 懲戒分限審査委員会への諮問又は懲戒分限審査委員会からの答申の段階での案であり、開示することにより処分原案の作成過程が明らかになり、実施機関が行う人事管理の事務に関し、公正かつ適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため	

本件対象保有個人情報		非開示部分	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報
5	○懲分審第○号「教職員等に対する懲戒処分等の審査について(答申)」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分・措置(事務局案)</li> <li>・結果(開示請求者以外の個人に関する情報を含む。)</li> </ul>	<p>条例16条2号 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもののため</p>	7
			<p>条例16条6号 懲戒分限審査委員会への諮問又は懲戒分限審査委員会からの答申の段階での案であり、開示することにより処分原案の作成過程が明らかになり、実施機関が行う人事管理の事務に関し、公正かつ適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため</p>	
6	○教人職第○号「○○外1名に対する措置依頼○について」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者からの報告内容</li> <li>・事情聴取の際の関係者の発言内容(開示請求者が既に知っている情報及び一般的な記述を除く。)</li> </ul>	<p>条例16条2号 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもののため</p>	1
			<p>条例16条6号 報告内容や事情聴取等で話した内容が公にされることとなると、今後、同種の事故が発生した場合に、関係者からの事情聴取等による適切な情報収集も困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため</p>	